

3次改訂

運行管理者試験関係法令・通知集

[追 補 版]

法律情報出版

凡例

〈追補版の構成〉

○この追補版では、「3次改訂」『運行管理者試験関係法令・通知集』（以下「法令・通知集」という。）収録法令のうち平成十七年四月一日までに改正された法令を抄録しています。

○原則として、改正のあった条項のみ掲げることとしていますが、条文の追加など追加される条文の前後の規定があった方が理解しやすいと思われる場合には、直接改正のない条項も収録している場合があります。

○この追補版は、①一部改正によるもの、②「官報」及び「法令・通知集」正誤訂正によるものからなっており、①は明朝体で、②はゴシック体で表わし、ともに傍線を付して変更箇所がわかるようにしてあります。

○未施行法令のうち、政令により施行日が定められたものについては、「法律の施行日を定める規定」とのタイトルを付し、該当する附則の条文に施行年月日を注記してあります。

○「別記様式」等で法令・通知集への収録を省略しているものへの改正等はこれを省略しました。

〈内容現在〉

○本書の内容は、平成十七年四月一日現在を原則としています。

●道路運送法

(昭和二十六年六月二日)
法律第百八十三号

最終改正 平成一六年二月 一日法律第一四七号

(欠格事由)

第七條 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

一・二 (略)

三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(以下略)

(免許基準)

第四十九條 (前略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならぬ。

一・二 (略)

三 免許を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(以下略)

附則 [平成一六年二月一日法律第一四七号]

(施行期日)

抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行。〕

〔法律の施行日を定める規定〕

附則 [平成一六年六月一八日法律第一二四号]

抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日〔平成一七年三月七日〕から施行する。〔後略〕

○道路運送法施行規則

(昭和二十六年八月十八日)
運輸省令第七十五号

最終改正 平成一七年 三月 七日 国土交通省令第二二号

(申請書に添付する書類)

第六條 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

六 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 最近の事業年度における貸借対照表
ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

(以下略)

(事業計画の変更の認可申請)

第十四條 1・2 (略)

3 国土交通大臣 (事業計画の変更の認可の権限が地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長) は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(事業の譲渡及び譲受の認可申請)

第二十二條 1・2 (略)

3 国土交通大臣 (事業の譲渡及び譲受の認可の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、

地方運輸局長）は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（管理の委託の届出等）

第三十三条 1～5（略）

6 第三項の届出をしようとする者は、当該届出に係る法人の設立、合併又は分割に係る登記事項証明書を添付するものとする。

（以下略）

（届出）

第六十六条 1・2（略）

3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に關し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

（以下略）

附 則〔平成一七年三月七日国土交通省令第一

二号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

○旅客自動車運送事業運輸規則

（昭和三十一年八月一日）
運輸省令第四十四号

最終改正 平成一七年 三月 七日 国土交通省令第二二号

（指定の申請）

第五十四条（前略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなればならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（以下略）

附 則〔平成一七年三月七日国土交通省令第一

二号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

○タクシー業務適正化特別措置法

施行規則

（昭和四十五年七月二十五日）
運輸省令第六十六号

最終改正 平成一七年 三月 七日 国土交通省令第二二号

（指定登録機関の指定の申請）

第十六条（前略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなればならない。

一 寄附行為及び登記事項証明書

（以下略）

附 則〔平成一七年三月七日国土交通省令第一

二号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

○自動車事故報告規則

(昭和二十六年十二月二十日)
運輸省令第四百四号

最終改正 平成一七年 一月二六日 省令 第三号

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

一 五 (略)

六 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなつたもの

(以下略)

(報告書の提出)

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ)及び特定第一種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなればならない家用自動車の使用者は、その使用する自動車(家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があつた場合には、三十日以内、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」と

いう。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第六号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一 当該自動車の自動車検査証の有効期間

二 当該自動車の使用開始後の総走行距離

三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名

四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。)

(以下略)

(速報)

第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに前条の家用自動車の使用者は、その使用する自動車(家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたときは又は国土交通大臣の指示があつたときは、第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

(以下略)

附則 [平成一七年一月二六日国土交通省令第

三号]
この省令は、平成十七年二月一日から施行する。

●貨物自動車運送事業法

(平成元年十二月十九日)
法律第八十三号

最終改正 平成一六年二月 一日法律第一四七号

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

一・二〔略〕

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

〔以下略〕

附 則〔平成一六年二月一日法律第一四七号

抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する〔平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行〕。

○貨物自動車運送事業法施行規則

則

(平成二年七月三十日)
運輸省第二十二号

最終改正 平成一七年 三月 七日国土交通省令第二二号

(添付書類)

第三条 法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一・五〔略〕

六 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

〔以下略〕

(事業の譲受けの届出等)

第三十二条 1・2〔略〕

3 前項の届出をしようとする者は、届出書に当該法人の設立、合併又は分割に係る登記事項証明書を添付しなければならない。

〔以下略〕

(地方実施機関の指定の申請)

第三十六号 〔前略〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

〔以下略〕

(届出)

第四十四号 1・2〔略〕

3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があつたときは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更があつたときは、新たに役員又は社員になつた者が法第五条第一号から第三号までの規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

〔以下略〕

附 則〔平成一七年三月七日国土交通省令第一

二号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

○貨物自動車運送事業輸送安全

規則

(平成二年七月三十日
運輸省令第二十二号)

最終改正 平成一七年 三月 七日 国土交通省令第二二号

(指定の申請)

第三十五条 1 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

- 1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

附 則 [平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

○貨物自動車運送事業輸送安全

規則第十条第二項の規定に基

づき一般貨物自動車運送事業者が運転者に受けさせなければならぬ適性診断の認定

(平成十六年三月一日
国土交通省告示第八十三号)

最終改正 平成一七年 四月 一日 国土交通省告示第四〇八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第十条第二項の規定に基づく適性診断を、平成十六年二月十三日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

- 1 適性診断を実施する者の名称
ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
東京都中央区銀座二丁目十二番十五号

[以下略]

●道路運送車両法

(昭和二十六年六月一日)
法律第百八十五号

最終改正 平成一六年二月 一日法律第一四七号

(認証基準)

第八十条 (前略)

二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
(以下略)

附 則 [平成一六年二月一日法律第一四七号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

[平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行]

(法律の施行日を定める規定)

附 則 [平成一六年六月一八日法律第二二四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日〔平成一七年三月七日〕から施行する。(後略)

○道路運送車両法施行規則

(昭和二十六年八月十六日)
運輸省令第七十四号

最終改正 平成一七年 三月一八日 省令 第二二号

(封印取付受託者の要件)

第十三条 法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 次に掲げる者に該当しないこと。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第十五条の四の規定により委託を解除され、

その解除の日から二年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
(以下略)

(回送運行許可証の交付の申請等)

第二十六条の三 回送運行の許可を受けた者は、回送

運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 交付を受けようとする回送運行許可証及び貸与

を受けようとする回送運行許可番号標の有効期間ごとの数

五] 第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標の貸与を受けようとするときは、第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標の有効期間ごとの数

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、必要があると認めるときは、前項の申請者に対し、次に掲げる書面の提出を求むことができる。

一] 前項第四号の数の回送運行許可証及び回送運行許可番号標を必要とすることを証する書面

二] 第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標の貸与を受けようとする申請者に対しては、次に掲げる書面

イ 前項第五号の数の回送運行許可番号標を必要とすることを証する書面

ロ 縮尺、方位及び第二十六条の六第三項の道路の区間を表示した当該道路の区間の付近の見取

図
ハ] 第二十六条の六第三項の道路の区間における回送自動車の交通の状況及び回送自動車以外の自動車の交通の状況を記載した書面

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第二項 (法第七十三条第二項において準用する場合を含む。) の規定による回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示について準用する。

この場合において、次条第三項の規定の適用を受け

る回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示については、第二十四条中「確實に」とあるのは、「脱落しないように」と読み替えるものとする。

(回送運行許可証等)

第二十六条の六 回送運行許可証は第四号様式、回送運行許可番号標は第五号様式による。

2 第十一条第三項の規定は、回送運行許可番号標について準用する。

3 主として自動車運送船(専ら自動車の運送の用に供される貨物船をいう。以下この項において同じ。)から陸揚げされた自動車の当該自動車運送船が発着する埠頭(本邦と外国との間を往來する自動車運送船が発着する埠頭に限る。以下この項において同じ。)から駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送又は自動車を自動車運送船に積み込むために行う当該自動車運送船が発着する埠頭への回送の用に供されている道路の区間において、当該回送の効率化を図るために特に必要があるときは、当該道路の区間における回送運行許可番号標については、前項の規定にかかわらず、次の各号に適合するものとすることができる。

- 一 使用に十分耐える厚さを有するものであること。
- 二 腐しよく、さび又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。
- 三 塗装の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。
- 四 塗膜のはげ落ち又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。

いものであること。

(登録)

第三十六条の二 1・2〔略〕

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 〔以下略〕

附則〔平成一七年三月七日国土交通省令第一二号抄〕

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附則〔平成一七年三月二一日国土交通省令第一四号〕

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

(施行期日)

〔国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の廃止〕

第二条 国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年国土交通省令第三十三号)は、廃止する。

附則〔平成一七年三月二八日国土交通省令第一〇号〕

〔二一〇〕
この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

○道路運送車両の保安基準〔抄〕

(昭和二十六年七月二十八日)
運輸省令第六十七号

最終改正 平成一七年 三月三十一日 国土交通省令第二八号

(用語の定義)

第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法(以下「法」という。)第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一 一の二(略)

二の三「セミトラクタ」とは、前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。

三「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備へ、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

四「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な整備をした状態をいう。

(破壊試験)

第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術

基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十五条第二項、第十七条第三項及び第十八条第二項から第四項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。

第十七条 1・2(略)

3 圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高压ガスをいう。)を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員十一人以上の自動車、車両総重量が二・八トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(電気装置)

第十七条の二 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するもので

なければならない。

2 燃料電池自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(窓ガラス)

第二十九条 1・3(略)

4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるものの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。
〔以下略〕

附則〔平成一六年二月二日国土交通省令第九七号〕
この省令は、平成一七年一月一日から施行する。

附則〔平成一七年三月三十一日国土交通省令第二八号〕
この省令は、公布の日から施行する。

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

〔抄〕

(平成十四年七月十五日
国土交通省告示第六百十九号)

景観部 平成十七年 三月三十一日 国土交通省 示第三八六号

第3条 保安基準第1条の2の規定による燃料は、次表の燃料の種類に掲げるものであって、その種類に応じ、それぞれ同表の燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量の欄に掲げる規格に適合するものとする。

燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量
ガソリン	鉛が検出されないこと。 硫黄が質量比0.005%以下 ベンゼンが容量比1%以下 メチルターシャリーブチルエーテルが容量比7%以下 メタノールが検出されないこと。 エタノールが容量比3%以下 酸素分が質量比1.3%以下 灯油の混入率が容量比4%以下 実在ガムが100ml 当たり 5 mg 以下 硫黄が質量比0.005%以下 (硫黄が質量比0.001%以下の軽油を使用することを前提に製作された自動車の場合にあっては、質量比0.001%以下) セタン指数が45以上 90%留出温度が360℃以下

第161条 [前略]

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる自動車の部分について、前項の規定にかかわらず、それぞれ第2節 (指定自動車等の臨時検査を行う場合) にあっては、第1節の規定を適用するものとする。この場合において、「新規検査等」とあるのは「継続検査又は構造等変更検査」と読み替えるものとする。

一・二 [略]

三 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合 (前号に規定する場合を除く。) 当該変更に係る部分

四 保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた自動車であって、当該認定が効力を失った後に初めて法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査を行う場合 当該認定の対象となっていた構造又は装置

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第176条 高圧ガスを燃料とする自動車 (第3項の自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

[中略]

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

二 ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

1 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第45条又は第49条の25 (同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。) による有効な刻印又は標準の標示がその容器になされてい

ロ 容器再検査を受けたことのある高压ガス容器
 同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

二 燃料装置が次の各号に適合するものであること。

イ 次の(1)から(3)までの基準に適合することであること。この場合において、この基準への適合性は、別途指定する公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなるものであること。

(1) 別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の3.5.2の規格がないうこと、又は別添100の別紙1「気密・換気試験」の1.に定める方法により格納室の気密試験を行ったときにガス漏れがないこと。

(2) 配管等（水素ガスの流路の構成部品であつて、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び気密付属品を除く部分をいう。以下この号において同じ。）は、常用の圧力（別添100の2.4.の常用の圧力をいう。）で外部に対して気密性を有する耐久性のある堅ろうなものであり、かつ、別添100の別紙1「気密・換気試験」の3.に定める方法により配管等の気密試験を行ったときにガス漏れがないものであること。

(3) 水素ガス漏れを検知する装置（以下この号において「水素ガス漏れ検知器」という。）は、警報装置及び水素ガスの供給を遮断する装置は、別添100の別紙3「水素ガス漏れ検知器等の試験」に定める方法により試験を行ったときに、水素ガスを検知し、警報装置が作動し、及び水素ガスの供給を遮断するものでなければならぬ。なお、複数の水素システムを備えている自動車にあつては、水素ガス漏れが生じている水素システムの水素ガスの供給を遮断するものでよい。

ロ ガス容器及び配管等の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

ハ ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当なおおおいに保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障が無いこと。

三 ガス容器及び配管等の防熱措置又はおおいその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷が無いこと。

ホ 燃料電池システムの制御によりバージ（燃料電池システム内の水素を含むガスを外部に排出することをいう。）されたガスは、その排出部に確実に導かれるものであること。なお、そのガスを導くための管の取付けが確実になされている又はその管に損傷のあるものは、この基準に適合しないものとする。

ヘ 水素ガス漏れ検知器に断線又は短絡が生じておらず、かつ、当該装置により水素ガス漏れが検知されていないこと。

ト 圧力計又は残量計が正常に作動しているものであること。

4 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車を除く。）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は、当該自動車が衝突、追突等により衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのない構造であることとする。この場合において、次の各号に掲げる装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

二 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

三 新規検査、子備検査又は構造等変更検査の際に提示のあったガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

三 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置であつて、第98条第5項に規定するもの

(電気装置)

第177条 電気装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第17条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内側（以下「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

二～四 略)

2 燃料電池自動車（二輪自動車及び御車付二輪自動車を除く。）の電気装置の高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、保安基準第17条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一 活電部（通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下同じ。）への人体の接触に対する保護のため活電部に取り付けられた固体の絶縁体、バリヤ（あらゆる接近方向からの直接接触に対して、活電部から保護するために設けられた部分を含む。）以下同じ）、エンクロージャ（あらゆる方向からの直接接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。以下同じ。）等は、その機能を損なうような緩み、破損等がないこと。

二 バリヤ及びエンクロージャは、別添101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の別紙2「感電保護のための警告表示」に規定する様式の例によれば表示がなされていること。

三 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部（通常は通電されないものの絶縁故障時に通電される可能性のある導電性の部分（燃料電池スタック用の冷却装置等の導電性の部分を除く。）のうち、工具を使用せず、かつ、容易に触れることができるものをいう。この場合において、容易に触れることができず、かつ、原則として保護等級I P X X Bの構造を有するかどうかの確認方法により判断されるものとする。）への人体の接触による感電を防止するため、それらを直流電氣的に電氣的シヤシ（電氣的に互いに接続された導電性の部分の集合体であって、その電位が基準とみなされるものをいう。）に接続する電線、アース束線等の接続、溶接、ホルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような損傷、破損等がないこと。

四 燃料電池スタックの冷媒の劣化等に起因する絶縁抵抗の低下による感電を防止するために、別添101の活電部に関する3.1.1及び3.3.3.に準じた対策を講じているものにあつては、第1号及び第2号に適合すること。この場合において、導電性のバリヤ又はエンクロージャを用いている場合にあつては、第3号にも適合することであること。あるいは、絶縁抵抗の低下モニタを用い

ているものにあつては、その機能が正常に作動しており、かつ、当該装置により絶縁抵抗の低下が警報されていないこと。

(窓ガラス)

第195条 1～4 略)

5 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～五 略)

六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。

七 略)

6 略)

7 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第5項第6号の「透明であり」とされるものとする。

【以下略】

(自動車の騒音防止装置)

第196条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超えない騒音を発しない構造であること。

二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値

を超える騒音を発しない構造であること。
〔以下略〕

前 文〔抄〕〔平成16年12月2日国土交通省告示第1477号〕
平成17年1月1日から適用する。

附 則〔平成17年3月10日国土交通省告示第254号〕
この告示は、平成17年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成17年3月17日国土交通省告示第283号〕
公布の日から施行する。

附 則〔平成17年3月31日国土交通省告示第386号〕
この告示は、公布の日から施行する。

●道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日)
法律 第百五十五号

〔法律の施行日を定める規定〕

附則 〔平成一十六年六月九日法律第九〇号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条並びに次条、附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一十六年一月政令三八〇号により、平成一七・四・一から施行〕

〔以下略〕

◎道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日)
政令 第二百七十号

最終改正 平成一十六年二月 三日政令第三八一号

〔運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者〕

第二十六条の三の三 法第七十一条の四第三項の政令

で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 現に普通自動二輪車免許を受けており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年以上である者

二 現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたことがある者で、当該受けていたことが大型自動二輪車免許若しくは普通自動二輪車免許を受けていた期間(これらの免許の効力が停止されていた期間を除く。以下この条において「過去の免許期間」という。)が通算して三年以上であり、又は当該過去の免許期間と当該現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)とを通算した期間が三年以上であるもの

三 現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政の運転免許を受けていたことがある者で、当該

該外国の行政の運転免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間(以下この条において「外国免許期間」という。)が通算して三年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)とを通算した期間が三年以上であるもの

四 次項各号に掲げる者

2 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたことがある者で、当該受けていたことが大型自動二輪車免許若しくは普通自動二輪車免許に係る過去の免許期間が通算して三年以上であり、又は当該過去の免許期間と当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)とを通算した期間が三年以上であるもの

二 現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政の運転免許に係る外国免許期間が通算して三年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)とを通算した期間が三年以上であるもの

3 第一項の規定は、法第七十一条の四第五項の政令

で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「三年」とあるのは「一年」と、同項第四号中「次項各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号」と読み替えるものとする。

4 | 第二項の規定は、法第七十一条の四第六項の政令

で定める者について準用する。この場合において、第二項各号中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(法第百十二案第一項の政令で定める区分及び額)
第四十三条 法第百十二案第一項の政令で定める区分

は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人員費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	物件費及び施設費に対応する額	人員費に対応する額
免許証 交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	六百五十円(法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百円)	千円(法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る事項の交付に代える場合にあつては、千円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額)
仮運転免許に係る免許証		四百円	八百円

免許証 再交付 手数料	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)		免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)
	第一種運転免許に係る免許証	第二種運転免許に係る免許証	
第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	六百五十円(法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百円)	四百円	千三百五十円
免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	七百五十円(法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千二百円)	七百円(法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百円)	千四百円

〔以下略〕

附則〔平成一六年一二月三日政令第三八一号〕

〔施行期日〕

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十七年四月一日)から

施行する。

第二条 この政令の施行前にした違反行為に付する点

(経過措置)

数については、なお従前の例による。

別表第一（第二十七条の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八關係）

一 違反行為に付する基礎点数

違反行為の種別	点数
<p>警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等（交通の危険）、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反</p>	<p>二点</p>

反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）

混雑緩和措置（命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入右左折方法違反、道路外出入右左折方法違反、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満、積載物大きさを制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認下

一点

ア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反）、初心運転者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

二（略）

三 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合の措置義務違反をした場合）

表（略）

備考

一（前略）

二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「酒酔い運転」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないう）で運転する行為をいう。

2 「大麻等運転」とは、法第六十六条の規定に違反して大麻、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政

- 令第二百六十一号)第三十二条の二に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- 3| 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八条の規定に違反する行為をいう。
- 4| 「酒気帯び(〇・二五以上)無免許運転」とは、身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転している場合における6|に規定する行為をいう。
- 5| 「酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態(4|に規定する状態を除く。)で運転している場合における6|に規定する行為をいう。
- 6| 「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に違反する行為をいう。
- 7| 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(五十以上)等」とは、4|に規定する状態で運転している場合における14|から16|までに規定する行為をいう。
- 8| 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等」とは、4|に規定する状態で運転している場合における20|、21|、23|又は24|に規定する行為をいう。
- 9| 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、4|に規定する状態で運転している場合における25|、27|又は28|に規定する行為をいう。
- 10| 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五未満)等」とは、4|に規定する状態で運転している場合における30|から49|まで、51|から65|まで又は67|から118|までに規定する行為をいう。
- 11| 「酒気帯び運転(〇・二五以上)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち4|に規定する状態で運転する行為(1|、4|及び7|から10|までに規定する行為を除く。)をいう。
- 12| 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(2|に規定する行為を除く。)をいう。
- 13| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは、5|に規定する状態で運転している場合における14|から16|までに規定する行為をいう。
- 14| 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。
- 15| 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二項後段の規定に違反する行為をいう。
- 16| 「速度超過(五十以上)」とは、法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為(以下「速度超過」という。)のうち、その超える速度が五十キロメートル毎時以上のものをいう。
- 17| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等」とは、5|に規定する状態で運転している場合における20|、21|、23|又は24|に規定する行為をいう。
- 18| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、5|に規定する状態で運転している場合における25|、27|又は28|に規定する行為をいう。
- 19| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5|に規定する状態で運転している場合における30|から49|まで、51|から65|まで又は67|から118|までに規定する行為をいう。
- 20| 「速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上五十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 21| 「積載物重量制限超過(大型等十割以上)」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為(以下「積載物重量制限超過」という。)のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(大型自動車等(法別表に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。)を運転する場合におけるものに限る。)をいう。
- 22| 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5|に規定する状態で運転する行為(1|、5|、13|及び17|から19|までに規定する行為を除く。)をいう。

23) 「無車検連行」とは、道路運送車両法第五十八條第一項の規定に違反する行為をいう。

24) 「無保険連行」とは、自動車損害賠償保障法第五条の規定に違反する行為をいう。

25) 「速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時（高速自動車国道等において四十キロメートル毎時）未満のものをいう。

26) 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四條、第四十九條の二第三項又は第七十五條の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九條の二第三項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四條各号に掲げる道路の部分における行為に限る。）のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものという。

27) 「積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

28) 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（21）に規定する行為を除く。）をいう。

29) 「保管場所法違反（道路使用）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十五号）第十一条第一項の規定に違反する行為をいう。

30) 「警察官現場指示違反」とは、法第四條第一項後段に規定する警察官の現場における指示に従わない行為をいう。

31) 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六條第四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わない行為をいう。

32) 「信号無視」とは、法第七條の規定の違反となるような行為をいう。

33) 「通行禁止違反」とは、法第八條第一項の規定の違反となるような行為をいう。

34) 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九條の規定の違反となるような行為をいう。

35) 「通行区分違反」とは、法第十七條第一項から第四項まで又は第六項の規定の違反となるような行為をいう。

36) 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八條第二項の規定の違反となるような行為をいう。

37) 「速度超過（二十以上二十五未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。

38) 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四條の規定に違反する行為をいう。

39) 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

40) 「追越し違反」とは、法第二十八條から第三十條までの規定の違反となるような行為をいう。

41) 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。

42) 「路切不停止等」とは、法第三十三條第一項の規定の違反となるような行為をいう。

43) 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三條第二項の規定の違反となるような行為をいう。

44) 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六條第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

45) 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六條第四項の規定の違反となるような行為をいう。

46) 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八條又は第三十八條の二の規定の違反となるような行為をいう。

47) 「徐行場所違反」とは、法第四十二條の規定の違反となるような行為をいう。

48) 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三條の規定の違反となるような行為をいう。

49) 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四條、第四十九條の二第三項又は第七十五條の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九條の二第三項の規定の違

40) 「追越し違反」とは、法第二十八條から第三十條までの規定の違反となるような行為をいう。

41) 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。

42) 「路切不停止等」とは、法第三十三條第一項の規定の違反となるような行為をいう。

43) 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三條第二項の規定の違反となるような行為をいう。

44) 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六條第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

45) 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六條第四項の規定の違反となるような行為をいう。

46) 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八條又は第三十八條の二の規定の違反となるような行為をいう。

47) 「徐行場所違反」とは、法第四十二條の規定の違反となるような行為をいう。

48) 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三條の規定の違反となるような行為をいう。

49) 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四條、第四十九條の二第三項又は第七十五條の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九條の二第三項の規定の違

反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。のうち、26に規定する行為以外のものをいう。

- 50| 「放置駐車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為（同項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち26に規定するものを除く。）のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又は当該行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものをいう。
- 51| 「積載物重量制限超過（大型等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。
- 52| 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（27に規定する行為を除く。）をいう。
- 53| 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

54| 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定に違反する行為をいう。

55| 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二号又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。

56| 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第三号の規定に違反する行為をいう。

57| 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三の規定に違反する行為をいう。

58| 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

59| 「消音器不備」とは、法第七十一条の二の規定に違反する行為をいう。

60| 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいう。

61| 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

62| 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五条の五の規定の違反となるような行為をいう。

63| 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為（本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合

又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。）をいう。

64| 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第七十条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。

65| 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法第十九条又は第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をいう。

66| 「保管場所法違反（長時間駐車）」とは、自動車（保管場所の確保等に関する法律第十一条第二項の規定に違反する行為をいう）。

67| 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

68| 「通行許可条件違反」とは、法第八条第五項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。

69| 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違反となるような行為をいう。

70| 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

71| 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の違反となるような行為をいう。

72| 「速度超過（二十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎

時未満のものをいう。

73] 「道路外出右左折方法違反」とは、法第二十五条第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

74] 「道路外出右左折合図車妨害」とは、法第二十五条第三項の規定の違反となるような行為をいう。

75] 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

76] 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為をいう。

77] 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

78] 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。

79] 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。

80] 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反となるような行為をいう。

81] 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。

82] 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をいう。

83] 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

84] 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為をいう。

85] 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十一条の第二項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をいう。

86] 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条又は第四十九条の第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の第二項の規定の違反となるような行為について

は、当該行為のうち26及び49に規定するものを除く。）のうち、50に規定する行為以外のものをいう。

87] 「交差点等進入禁止違反」とは、法第五十条の規定の違反となるような行為をいう。

88] 「無灯火」とは、法第五十二項の規定の違反となるような行為をいう。

89] 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項の規定に違反する行為をいう。

90] 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項の規定に違反する行為をいう。

91] 「合図制限違反」とは、法第五十三条第三項の規定に違反する行為をいう。

92] 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第一項の規定に違反する行為をいう。

93] 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

94] 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して乗車をさせて運転する行為をいう。

95] 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（51に規定する行為を除く。）をいう。

96] 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為をいう。

97] 「積載方法制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為をいう。

98] 「制限外許可条件違反」とは、法第五十八条第三項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。

99] 「牽引違反」とは、法第五十九条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

100] 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定め違反する行為をいう。

101] 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（53に規定する行為を除く。）をいう。

102] 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七

- 十一 第四条の規定に違反する行為をいう。
- 103] 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の二の規定に違反する行為をいう。
- 104] 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一条第四号の三の規定に違反する行為をいう。
- 105] 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第五号の規定に違反する行為をいう。
- 106] 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一条第五号の四の規定に違反する行為をいう。
- 107] 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（58）に規定する場合を除く。をいう。
- 108] 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条の三第二項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 109] 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一条の三第四項の規定に違反する行為をいう。
- 110] 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法第七十一条の四第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 111] 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第一項の規定に違反する行為をいう。

- 112] 「最低速度違反」とは、法第七十五条の四の規定の違反となるような行為をいう。
- 113] 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五条の六第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 114] 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五条の六第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 115] 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五条の七の規定の違反となるような行為をいう。
- 116] 「牽引自動車本線車道通行帯違反」とは、法第七十五条の八の二第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をいう。
- 117] 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五条の十一第一項の規定に違反する行為をいう。
- 118] 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第八十七条第三項の規定に違反する行為をいう。

別表第三（第四十五条関係）

反則行為の種類別		反則金の額
八 速度超過（二十以上二十五未満）又は大型自動二輪車等乗車方法違反	大型車	二万円
	普通車	一万五千元
	二輪車	一万二千元
	原付車	一万円

九、十三（略）

十四 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出入左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務		原付車	普通車又は一輪車	大型車
		五千元	六千元	七千元

違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

○道路交通法施行規則

最終改正 平成一七年 三月 四日内閣府令第一六号
(昭和三十五年十二月三日 総理府令第六十号)

(申請の手続)

第九条の十六 法第七十五条第十項（法第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、別記様式第五の四の標章除去申請書及び次に掲げる書類を提出（第二号及び第四号に掲げるものについては、提示）して行うものとする。

一・二（略）

三 標章除去申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

(以下略)

(免許証の記載事項等)

第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍（外国人にあつては、国籍）とする。

2 法第九十二条第一項の免許証の様式は、別記様式第十四（仮免許に係るものにあつては、別記様式第十五）のとおりとする。

3 免許証には、当該免許証を交付した公安委員会（次条において「交付公安委員会」という。）の名称及び公印の印影並びに免許を受けた者の写真を表示するものとする。

4 免許証に記載されている別表第二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。

のとする。

(免許証の電磁的方法による記録)

第十九条の二 法第九十三条の二の規定による記録は、法第九十三条第一項各号に掲げる事項、同条第二項の規定により記載されることとなる事項及び前条第三項の規定により表示されることとなるもの（交付公安委員会の公印の印影を除く。）を免許証に組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

(講習)

第三十八条 1～4（略）

5 大型二輪車講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 大型二輪車講習は、大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行うこと。

二・四（略）

6 普通二輪車講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 普通二輪車講習は、普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識並びに普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識について行うこと。

(以下略)

附則 [平成一六年一二月三日内閣府令第九三

号]

(施行期日)

1 | この府令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び別記様式第十四の改正規定並びに次項の規定は、平成十七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 | 道路交通法第九十三条の二の規定による記録については、改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第十九条の二の規定にかかわらず、当分の間、運転免許を受けた者の住所を除いて行うことができる。

3 | この府令の施行前に改正前の道路交通法施行規則（次項において「旧府令」という。）第三十八条第五項に規定する大型二輪車講習を終了した者は、新府令第三十八条第五項に規定する大型二輪車講習を終了したものともみなす。

4 | この府令の施行前に旧府令第三十八条第六項に規定する普通二輪車講習を終了した者は、新府令第三十八条第六項に規定する普通二輪車講習を終了したものとみなす。

附 則 [平成一七年三月四日内閣府令第一六号]
 この府令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和三十五年十二月十七日)
 (総理府・建設省令第三号)

最終改正 平成一六年二月 八日 内閣府令第五号
 国土交通省

(設置者の区分)

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。

- 一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分のみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転

車の右折方法（小回り）」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「前方優先道路・一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの
 [以下略]

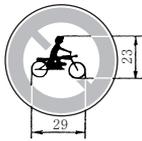
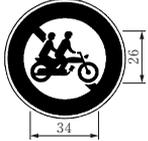
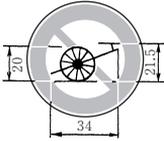
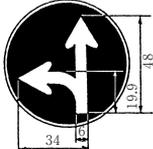
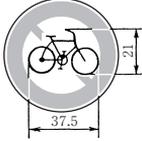
附 則 [平成一六年一二月八日内閣府・国土交通省令第五号]
 この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

別表第一（第一関係）
規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
車両（組合せ）通行止め	(310)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板の記号によつて表示される車両の通行を禁止すること。	標示板の記号によつて表示される車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
大型自動二輪車及び普通自動二輪車及び普通自動車（二人乗り）通行禁止	(310の2)	交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行ふことを禁止すること。	大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行ふことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端

〔以下略〕

別表第二（第三関係）
規制標識

	車両（組合せ）通行止め (310)		二輪の自動車・原動機付自転車通行止め (307)
	大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止 (310の2)		自転車以外の軽車両通行止め (308)
	指定方向外進行禁止 (311—A)		自転車通行止め (309)

〔中略〕

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一)・(二)〔略〕

(三) 色彩

1・2〔略〕

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」及び「特定の種類の車両の最高速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合においては、文字を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2)～(6)〔略〕

(7) 「徐行」及び「前方優先道路」を表示するものについては、文字を青色、枠を赤色、縁及び地を白色とする。

〔以下略〕

●労働基準法

(昭和二十二年四月七日)
法律第四十九号

最終改正 平成一六年二月一日法律第一四七号

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

附 則〔平成一六年二月一日法律第一四七号

抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する〔平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行〕。

○労働基準法施行規則

(昭和二十二年八月三十日)
厚生省令第二十三号

最終改正 平成一七年三月一五日厚生労働省令第二九号

※様式（省略）のためこの追補版に収録すべきものはない。

附 則〔平成一七年三月一五日厚生労働省令第

二九号〕

〔施行期日〕

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。